

八女市ふるさと支援寄附協力事業者募集要項

1 目的

八女市へのふるさと支援寄附の促進と、寄附された方へ贈る「返礼品」を市が市内事業者から購入することで、地域経済の活性化を図る。また、八女市の特産品等をPRすることで、八女市の魅力を発信することを目的とする。

2 応募事業者の要件

下記の要件にすべて該当すること。

- ① 事業所を市内に有する事業者（原則、個人での応募はできない。ただし、市内の店舗等で販売及び流通管理を継続的に行っている者又は製造及び加工を行っている者のうち、商品の品質管理及び供給管理ができることが見込まれる場合はこの限りではない。）又は市との連携協定等により市内に工場及び店舗等を立地する事業者
 - ② 納期到来分の市税を滞納していないこと。
 - ③ インターネットに接続できるパソコンがあること。
 - ④ 商品または商品提供に係る物品（サービス券など）を全国に配送が可能であること。
 - ⑤ 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- ※ただし、上記の要件に該当しても市が協力事業者として適当でないと認められた場合は参加できない場合がある。
- ⑥ 返礼品に対する苦情や依頼に真摯に対応すること。

3 応募商品の要件

次の①から⑨までのいずれかに該当し、かつ⑩及び⑪にすべて該当すること。

- ① 市内において生産されたものであること。
- ② 市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- ③ 市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- ④ 市内で生産されたものであって、近隣の他の市町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

- ⑤ 市の広報の目的で生産された市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- ⑥ 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- ⑦ 市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が市に相当程度関連性のあるものであること。
- ⑧ 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - ア 市が近隣の市町村と共同でこれらの市町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの。
 - イ 県が県内の複数の市町村と連携し、当該連携する市町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを県及び当該市町村の共通の返礼品等とするもの。
 - ウ 県が県の区域内の複数の市町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市町村を認定し、当該地域資源を当該市町村がそれぞれ返礼品等とするもの。
- ⑨ 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。
- ⑩ 関係法令及び国の方針並びに基準を遵守していること。
- ⑪ 発注後、速やかに(5日以内)納品が可能な商品であること。ただし、期間限定、数量限定等の限定商品については、申込時に商品の提供期間等を明らかにしておくこと。

4 返礼品の価格帯

返礼品の価格帯については、別表のとおりとする。

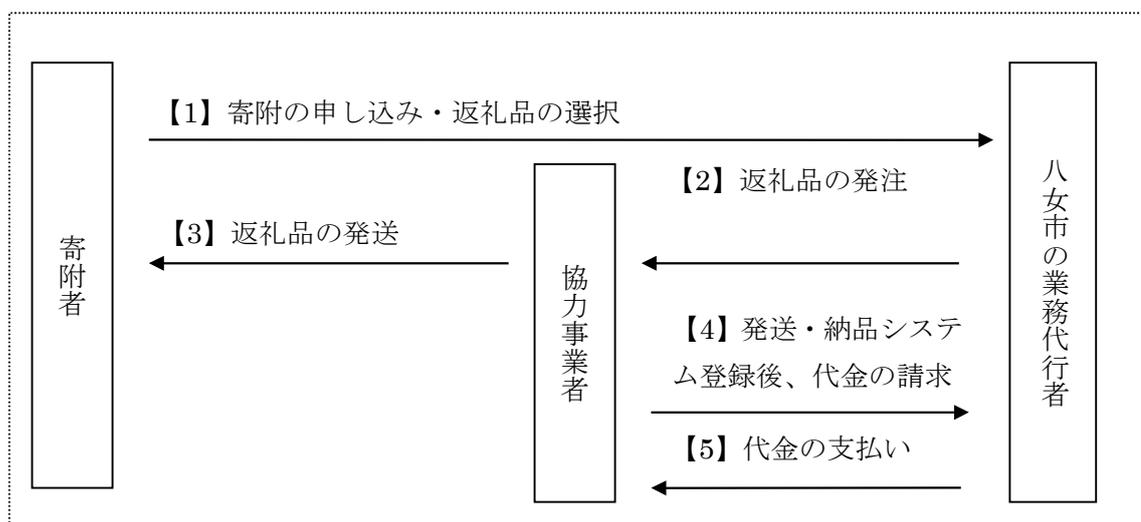
5 返礼品の発送及び支払い

商品についての問い合わせやクレーム対応及び配送先との調整については原則、事業者の責任で行うものとする。なお、発送・到着日時・受け取りの

条件については、八女市の業務代行者へ申請し、寄附申込サイトの情報欄へ記載することができる。

<寄附から返礼品の発送、支払までの流れ>

- 【1】 八女市に寄附が行われ、返礼品が選択される。
- 【2】 八女市の業務代行者が協力事業者へ発注する。
- 【3】 協力事業者から寄附者へ、返礼品を発送（サービスにおいては提供する）。
- 【4】 発送・納品をシステム登録後、協力事業者が八女市の業務代行者へ代金を請求する。
- 【5】 請求後30日以内に八女市の業務代行者から協力事業者へ代金を支払う。



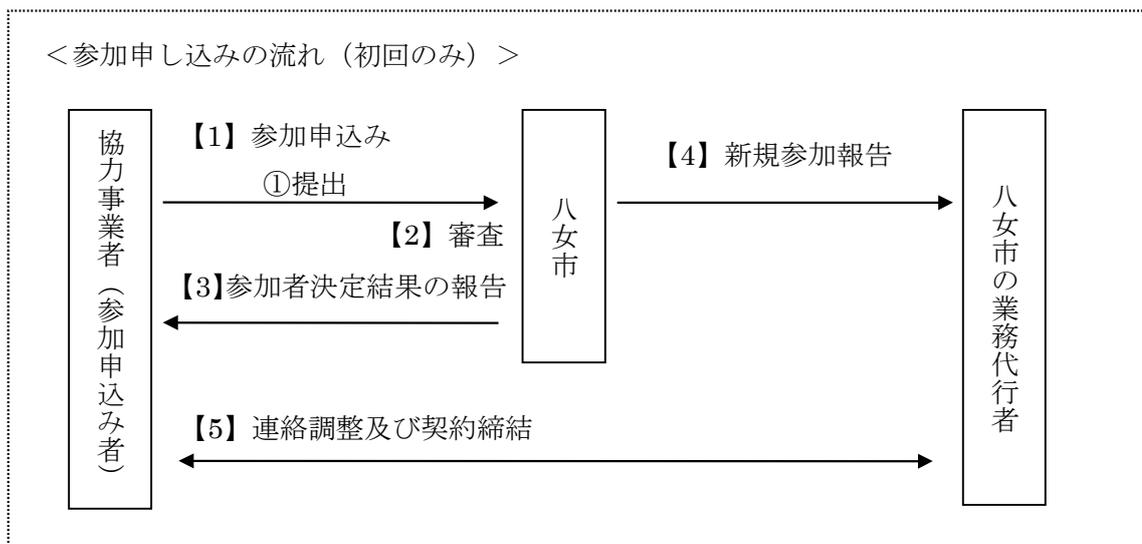
【2】、【4】はシステムを通して処理を行う。

6 申込方法

参加申込み及び返礼品の提案については、下記の書面及びデータを八女市又はその業務代行者（以下「八女市等」という。）に提出する。なお、八女市等は協力事業者（参加申込み者）に対して、参加者決定結果及び返礼品の選考結果を報告する。

(1) 協力事業者参加申込み時に当市に提出する書類（初回のみ）

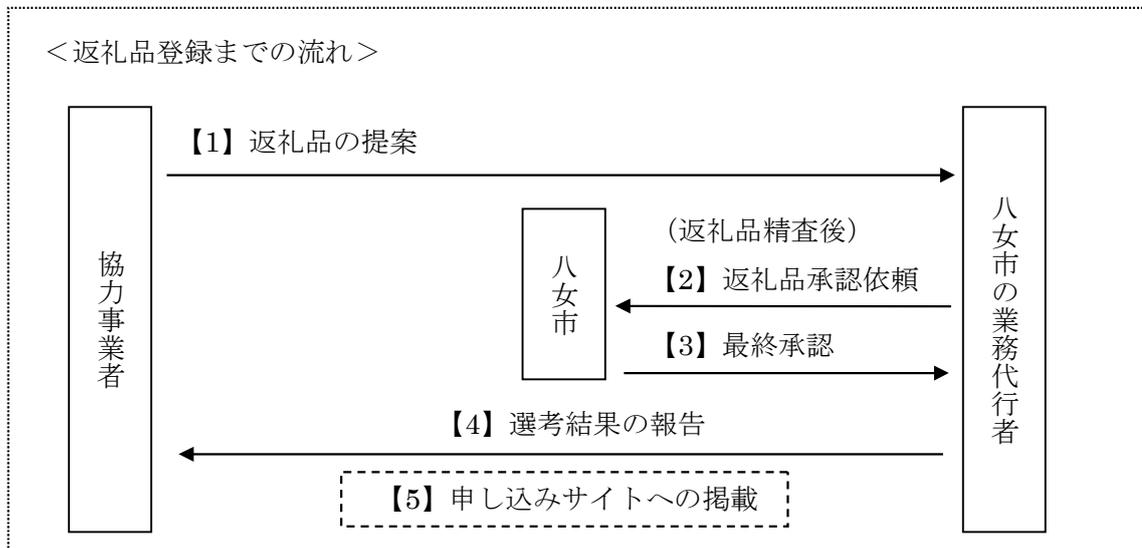
- ① ふるさと支援寄附「返礼品」協力事業者参加申込書（書面提出）



(2) 返礼品の提案時（初回及び追加時）

- ② ふるさと支援寄附「返礼品」提案シート（初回のみデータ提出）
- ③ 商品の画像（提案時に電子メールによりデータ提出）

※②については、2回目以降、業務代行者が指定したシステムにより登録する。



(3) 協力事業者に対する参加継続等の確認（翌年度以降）

市は、協力事業者に対して参加を決定した年度以降の参加継続の意思及び「2応募事業者の要件」を満たしているかを確認する。

7 募集期間

随時募集とする。商品や申込時期によって選考・承認・掲載に時間を要する
場合がある。

8 個人情報の保護について

協力事業者はこの事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについ
ては、八女市個人情報保護条例並びに関係法令を遵守すること。

寄附者の個人情報は、返礼品の発送を行うこと以外の目的に使用しないこと。

9 届出義務について

次のいずれかに該当するときは速やかに八女市等に届けなければならない。

- ① 納品に遅延が生じたとき。
- ② 販売中止または終了になるおそれが生じたとき。
- ③ 品質に対するクレームや発送過程で事故が生じたとき。
- ④ 申込時の内容が変更になるおそれが生じたとき。

10 参加者決定の取消し及び返礼品取扱いの中止について

次のいずれかに該当するときは、参加者決定の取消し及び返礼品取扱いを
中止するものとする。

- ① 提案内容に虚偽があったとき。
- ② 事業者及び商品が募集要項に定める要件を満たさなくなったとき。
- ③ 申し込み時の内容に変更が生じたとき。
- ④ 市及び寄附者に損害を及ぼす行為があったとき。
- ⑤ 商品について、取扱決定日からその翌年度末までに当該商品の発注が
なかったとき。
- ⑥ 返礼品の品質等に関するクレーム及び低評価が多い場合において、改
善されなかったとき。

11 補足

この要項に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月1日決裁)

この要項は、平成29年9月13日から施行する。

附 則 (平成30年5月7日決裁)

この要項は、平成30年5月15日から施行する。

附 則 (平成30年10月1日決裁)

この要項は、平成30年10月15日から施行する。

附 則 (令和元年7月8日決裁)

この要項は、令和元年8月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月12日決裁)

この要項は、令和2年7月10日から施行する。

附 則 (令和4年8月4日決裁)

この要項は、令和4年8月10日から施行する。

附 則 (令和4年9月15日決裁)

この要項は、令和4年9月16日から施行する。